

27企技第1465号
平成28年1月29日

福島県建設業審議会会長 様

福島県知事



今後の県内建設業のあり方について（諮問）

福島県建設業審議会条例（平成5年福島県条例第66号）第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

「今後の県内建設業のあり方について」

- 1 建設産業の技術力・経営力の強化
- 2 建設産業の担い手の育成・確保
- 3 社会資本の適切な維持管理・更新への対応
- 4 行政の取り組むべき施策

【理由】

建設産業は、本県の基幹産業であり、社会基盤の整備に加えて、災害対応、雇用の受け皿として地域を支える重要な役割を担っており、東日本大震災の発生直後の初動対応から復旧・復興事業に取り組むなど、これまでその役割を果たしてきたところである。

しかし、今後、復旧・復興事業終了による公共投資の減少、さらに、少子・高齢化など社会情勢の変化も加わり、建設業にとってより厳しい環境となることが想定されるところである。

このような中、建設業が環境の変化に対応し、活力ある産業となるよう、県として今後の建設業のあり方を考え、新たな支援について検討する必要があることから意見を求めるものである。